

大江町インターンシップ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学生の就業意識を向上させるとともに、町政に対する理解を深めるために実施する職場体験（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、大学院、大学、短期大学、専門学校及び高等学校等（以下「大学等」という。）の学生で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町政に関心があり、かつ、インターンシップを積極的に行う意思を有する者
- (2) 第8条に規定するサービスの確実な遵守が見込まれると町長が判断した者

(実習期間)

第3条 インターンシップの実習期間は、原則として2週間を超えない期間とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 大江町職員採用試験の受験者は、インターンシップを実施する同年度の9月1日から11月30日の期間中は実習できないものとする。

(実習生の受入手続及び決定)

第4条 インターンシップの受入れを希望する大学等又は学生は、大江町インターンシップ受入申込書（様式第1号）に大江町インターンシップ実習生調書（様式第2号）を添えて町長に提出するものとする。ただし、高等学校の学生にあっては、学生が在籍する高等学校の校長名で申請するものとする。

2 受入申込みは、受入希望期間の初日の30日前までに行うこととする。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、受入れの可否を決定し、大江町インターンシップ受入決定通知書（様式第3号）により、大学等又は学生に通知するものとする。

(協定の締結)

第5条 町長と大学等、又は町長と学生は、インターンシップの実施にあたって事前に町が定める協定書（以下「協定書」という。）により協定を締結するものとする。

(費用)

第6条 町長は、インターンシップに関する諸費用については、大学等及び学生から徴収しないものとする。

(実習生の身分)

第7条 インターンシップを行う学生（以下「実習生」という。）については、本町の職員（以下「町職員」という。）としての身分を有しないものとする。

2 町長は、実習生に対し、報酬、賃金、手当その他一切の金品を支給しないものとする。

3 実習時間は、町職員に適用される勤務時間の例によるものとする。

(サービス)

第8条 実習生は、法令等を遵守するとともに、町職員の指揮及び監督に従うものとする。

2 実習生は、町の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

3 実習生は、実習中に知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

(実習中の事故の責任等)

第9条 大学等又は実習生は、実習中における事故、損害等に関して自らの責任において対応するものとする。

2 実習生が、故意又は過失により町に損害を与えたときは、大学等又は実習生は、町に対しその損害を賠償するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 実習生が第三者（町職員を含む。以下同じ。）に与えた損害に対しては、町は一切の責任を負わないものとする。

4 実習生が第三者に与えた損害により、町が第三者に対し損害賠償の責めを負った場合は、大学等又は実習生は、当該賠償により町が被った損害を補填するものとする。

（誓約書）

第10条 実習生は、第8条及び前条の規定の遵守について、大江町インターンシップの実施に関する誓約書（様式第4号）を実習前に町長に提出するものとする。

（実習の中止）

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が第8条に規定する服務に従わないとき。

(2) 実習を継続することにより、町の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあると町長が認めるとき。

（報告）

第12条 実習生は、実習終了後2週間以内に、大江町インターンシップ体験報告書（様式第5号）を提出するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

年 月 日

大江町長 殿

申請者 住 所
申請者名
電話番号

大江町インターンシップ受入申請書

大江町に対するインターンシップの受入れを希望するので、大江町インターンシップ実施要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 受入れを希望する学生

ふりがな 氏 名	年齢	性別	学部・学科・学年	受入希望期間
	歳			年 月 日から 年 月 日まで
	歳			年 月 日から 年 月 日まで
	歳			年 月 日から 年 月 日まで

2 大学等連絡先

担 当 部 署	
担当者職氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

3 添付書類

大江町インターンシップ実習生調書

大江町インターンシップ実習生調書

ふりがな		生年月日	性別	【写真貼付】 縦4cm×横3cm 正面・上半身・ 脱帽で3か月 以内に撮影の もの
氏名		年 月 日		
大学等名及び 学部・学科・学年				
現住所	〒 -			
電話番号	()			
緊急連絡先		Eメール		
希望理由				
実施希望期間	年 月 日から 年 月 日まで			
関心のある分野				
備考				

様

大江町長

㊟

大江町インターンシップ受入決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大江町インターンシップ受入申請について、大江町インターンシップ実施要綱第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 受入れの可否

氏 名	受入れの可否	受 入 期 間
	可・否	年 月 日から 年 月 日まで
	可・否	年 月 日から 年 月 日まで
	可・否	年 月 日から 年 月 日まで

2 受入れを否とする理由（受入れ否の場合に限る。）

3 その他（受入れ可の場合に限る。）

- (1) 申請者と町は、インターンシップに関する協定を締結するものとする。
- (2) 実習生は、大江町インターンシップに関する誓約書を実習前に提出すること。
- (3) 申請者又は実習生は、実習中の実習生の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

年 月 日

大江町長 殿

誓約者

大学等名

学 部

学科・学年

実習生氏名

㊦

大江町インターンシップの実施に関する誓約書

私は、大江町インターンシップ実施要綱第 10 条の規定に基づき、インターンシップの実施について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 法令等を遵守するとともに、大江町職員の指揮及び監督に従います。
- 2 大江町の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしません。
- 3 実習上知り得た秘密について、実習中及び実習終了後において一切漏らしません。
- 4 実習中における事故、損害等に関しては、自らの責任において対応します。
- 5 故意又は過失により大江町に損害を与えたときは、大学等又は私が大江町に対しその損害を賠償します。
- 6 第三者（町職員を含む。以下同じ。）に与えた損害に関しては、大学等又は私が一切の損害を賠償します。
- 7 第三者に与えた損害等により、大江町が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、当該賠償により大江町が被った損害を大学等又は私が補填します。

大江町インターンシップ体験報告書

大 学 等 名	
学部・学科・学年	
氏 名	
実 習 期 間	
主な実習内容	

<p>所 感 (1,200 字～ 1,500 字程度) ※別紙でも可</p>	
<p>大江町のインター ンシップに関する 要望・意見等</p>	